

林地残材の販売について

令和元年6月27日

公益社団法人木曾三川水源造成公社

当公社では、利用間伐事業実施後に、搬出材の集積ポイント等に残った曲がり材、根元材、梢端材、枝条など林地残材を、現地で買い取りして頂ける事業者を募集します。

■目的

公社造林地における利用間伐事業実施後に、搬出材の集積ポイント又は森林作業道沿い等に残った曲がり材、根元材、梢端材、枝条など林地残材を現地販売することにより、バイオマス発電の燃料用など木材の有効活用を図ります。

■事業地の概要

事業地番号：①

所在地：岐阜県郡上市大和町内ヶ谷字下平地内

残材の樹種：スギ・ヒノキ

残材の体積：10m³程度※

※主な残材は森林作業道沿いに残った枝条です。

■販売の条件

- ・林地残材の回収・搬出できる期間は令和元年11月30日までとする。
- ・作業中に立木を損傷しないこと、また、林地の保全に配慮すること。
- ・林道又は作業道を損傷しないこと。(例えば、雨や雪で路面が軟弱になっているような場合は、路面が乾くまで作業を控えるなど。)
- ・買取者の作業により、材価に影響を及ぼすような立木の損傷があった場合、又は林地、作業道に著しい損傷が認められた場合は、買取者は公社の基準により賠償又は現地の復旧を行うこと。
- ・現地に移動式破砕機を持ち込んで作業することを希望する場合は実施場所等について、事前に公社の承認を得ること。
- ・図面で示した区域以外から回収・搬出を行わないこと。

- ・作業中、公社職員が現地の状況確認を行う場合には、対応すること。
- ・販売数量の確認のため、販売先から交付された受取伝票等客観的に数量が把握できる書面の写しを提出すること。
- ・林地残材販売事業実施要領に基づき、着手予定日や作業スケジュールについての事前連絡及び完了後の報告を速やかに行うこと。

■現地説明

- ・現地説明を希望する場合は下記の連絡先にご連絡をお願いします。なお、現地説明への参加は必須ではありません。
- ・現地説明への参加を希望される事業者は、下記の連絡先にご連絡下さい。
(連絡先 0575-33-4011 木曾三川水源造成公社 業務課 担当橋本)

■最低価格

- ・販売を行う最低価格（最低単価）は1,000円/トン（消費税別）とする。

■買取者の決定方法

1. 買取を希望される事業者様は、以下のア～エの書類を木曾三川水源造成公社（以下、「公社」という。）へ提出してください。

ア 買取申込書（様式1）

イ 労働保険料等納入通知書等労災保険への加入のわかる書類の写し

ウ 法人にあつては登記事項証明書（発行後1年以内のものに限る。）および印鑑証明書、個人にあつては印鑑証明書

エ 暴力団または暴力団員等でない旨の別に定める様式による誓約書（様式2）

※イ～エは、岐阜県入札参加指名業者については提出不要とします。また、同一年度内に複数回の買取申し込みをする場合は、内容に変更があった場合を除き、2回目以降の申し込み時には提出不要とします。

2. 公社は、買取申込者の中から、次項の資格を満たし、かつ、買取申込書に記載された1トン当たりの買取希望価格が最も高い事業者様を買取者に決定することとします。

3. 公社は、上記期限内に買取申込書の提出があつた事業者様に対し、申込後2週間以内に、買取者に決定したか否かを、電話等で連絡いたします。

■応募資格者の要件

応募（見積合わせ）に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者は、買取申込書を提出する日において、以下の①から⑧までの全ての要件を満たす者としてします。

① 岐阜県内に本社、本店または活動拠点を置いている法人等であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者

であること。

- ③ 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの。（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第75号）に基づき再生手続開始の申立て（同法附則下同じ。）がなされている者（同法に基づき葉さん手続開始の申立てがなされている者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 下記のアからカまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - イ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - オ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - カ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約を締結し、これを利用している法人等
- ⑦ 法令等の規定による官公署の免許、許認可を受けている必要がある機械等を使用する場合は、当該免許、許可、認可を受けていること。
- ⑧ 現場で作業に従事する者について、労働者災害補償保険に加入していること。

■買取申込書提出先、及び問い合わせ先

〒501-3756

美濃市生櫛1612番地2 岐阜県中濃総合庁舎内

公益社団法人木曾三川水源造成公社 業務課

0575-33-4011 内線407 担当 橋本

林地残材販売事業 実施要領

この要領は、公益社団法人木曾三川水源造成公社（以下「公社」という。）が、公社事業地において利用間伐事業実施後に、搬出材の集積ポイント等に残った曲がり材、根元材、梢端材、枝条など林地残材（以下「林地残材」という。）を販売するために必要となる事項を定めるものとする。

第1 事業目的

公社事業地の林地残材を有効活用するために、事業地において林地残材の販売を行う。

第2 事業内容

買取者は、指定する公社事業地において、林地残材の回収、運搬車両への積み込みを行い、木質チップや木質バイオマス燃料等に活用する。

第3 募集

（1）買取者の募集方法

公募型とする。

（2）販売内容

林地残材の販売を行う事業地の概要を、公社ホームページに掲載する。

第4 参加資格要件

当該見積合わせに参加できる者は、以下の①から⑦までの全ての要件を満たす者とする。

- ①岐阜県内に本社、本店または活動拠点を置いている法人等であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- ③役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥下記のアからカまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- イ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- ウ 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
- エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- オ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- カ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等
- ⑦法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある機械等を使用する場合は、当該免許、許可、認可を受けていること。

第5 提出書類

買取希望者は、以下の書類を公社が定めた期限までに提出することとする。

- ア 買取申込書（様式1）
- イ 労働保険料等納入通知書等労災保険への加入のわかる書類の写し
- ウ 登記事項証明書（発行後1年以内のものに限る。）および印鑑証明書の写し
- エ 誓約書（買取希望者が地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等（森林組合等）の場合を除く。）

※イ～エは、岐阜県入札参加指名業者については提出不要とする。また、同一年度内に複数回の買取申し込みをする場合は、変更があった場合を除き、2回目以降の申し込み時には提出不要とする。

第6 買取者の決定

- (1) 見積合わせ
買取申込書の提出により、見積合わせを行う。
- (2) 買取者の決定
第4の資格を有すると認められた者で、かつ、買取申込書に記載された1トン当たり

の買取希望価格が最も高い事業者を、買取者に決定する。

(3) 買取者決定の連絡

公社は買取者の決定後は、すべての参加者に対し、買取者に決定したか否かを、すみやかに連絡する。

第7 契約

買取者と公社は、買取単価と契約期間等を定めた契約（様式3）を締結する。

第8 事業の実施

(1) 作業スケジュール表の提出

買取者は、現地の作業着手前に、作業予定表（様式4）を提出する。

(2) 作業完了の連絡

買取者は、現地の作業が完了した際は、すみやかに公社担当者へ連絡する。

(3) 実績報告

買取者は、材の販売等が完了した日から7日以内に、以下の書類を提出する。

- ・実績報告書（様式5）
- ・搬出量（トン数）が確認できる書類（販売先から交付された受け取り伝票等、客観的に数量が把握できる書面の写し。）

第9 事業の確認、支払い

(1) 事業の確認

公社は、作業完了の連絡後、必要に応じて現地の状況を確認することとするとともに、実績報告書により搬出数量を確認する。

(2) 現地の原状回復

公社の現地確認の結果、作業の影響による立木の損傷や、林地、作業道の著しい損傷が認められた場合は、買取者は公社の基準により賠償又は現地の復旧を行う。

(3) 買取額の請求

公社は、確認した搬出数量に契約単価を乗じた金額（以下、「買取額」という。）を、買取者へ請求する。

(4) 支払い

買取者は、公社から請求を受けた日から30日以内に、買取額を公社へ支払う。

第10 その他

- (1) 買取者は、事業実施に伴い法令等の規制がある場合は、関係機関等との調整および許可申請を行う。

付則

(施行期日)

- 1 この要領は平成29年3月17日から施行する。

(様式1)

木曾三川水源造成公社林地残材買取申込書

令和 年 月 日

公益社団法人木曾三川水源造成公社

理事長 高井 哲郎 様

(買取申込者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

下記のとおり買取を希望しますので、申し込みします。

記

<買取希望内容>

事業地番号	1
事業地名	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷字下平地内
買取希望価格	1 トン当たり 円
買取予定数量	トン
予定販売先	
移動式破砕機の 持ち込み予定	有 ・ 無 いずれかに○を付けてください
積算見込み内訳	販売収入見込額 円/トン 回収作業費用 円/トン 運搬費用 円/トン
作業予定期間	年 月 日～ 年 月 日

担当者職氏名	
連絡先	

注：買取事業地1箇所につき1枚提出すること。

(様式2)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益社団法人木曾三川水源造成公社が必要な場合には、岐阜県警察本部に照会することについて承諾します。

記

自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5)破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者。
- (7)役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している者。
- (8)役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している者。
- (9)役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用している者。
- (10)役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- (11)役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (12)役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している者。

令和 年 月 日

公益社団法人木曾三川水源造成公社 理事長

様

[事務所所在地]

[法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

印

[代表者の生年月日・性別]

生年月日 _____ 年 月 日 性別 (男・女)

(様式3)

林地残材売買契約書

林地残材の売買について売主 公益社団法人木曾三川水源造成公社 (以下「甲」という。) と買主 ○○ (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

(売買物件)

第1条 甲は乙に対し、以下に表示する林地内に残存する曲がり材、根元材、梢端材、枝条など林地残材 (以下「林地残材」という。) のうち、乙が林地外へ搬出した木材等 (以下「搬出木材等」という。) を売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。但し、林地残材には、立木は含まない。

岐阜県 ○○市 ○○ ○○番地、○○番地の一部

(別添図面に示す区域のとおり)

(売買単価)

第2条 林地残材の単価 (以下「売買単価」という。) の額は、金 _____ 円/トンとする。

(売買代金の支払)

第3条 甲は、乙から提出された実績報告等により搬出木材等の数量 (以下「搬出量」という。) を確認した場合は、売買単価に搬出量 (トン数) を乗じた額に消費税を加えた額 (以下「売買代金」という。) を、乙へ請求するものとする。

2 乙は、甲から売買代金の請求を受けた日から14日以内に、売買代金を甲が指定する口座へ支払わなければならない。

3 乙は、前項に定める支払期限までに売買代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で計算した額を甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第4条 乙が売買代金を支払ったときに売買物件の所有権は乙に移転するものとする。

(危険負担)

第5条 乙は、売買物件が甲の責に帰すことのできない理由によりこの契約締結のときから売買物件の引渡しの日までの間において、当該物件が滅失し、又は損傷した場合においても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(担保責任)

第6条 乙は、この契約締結後、売買物件に隠れたかしがあることを発見しても、売買単価の減免若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができない。

(その他の費用の負担)

第7条 この契約により生じる他に定めのない費用は、乙において負担するものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することが

できるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(管轄裁判所)

第10条 この契約から生じる一切の法律上の訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもってこれを行うものとする。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がこれを乙はその写しを保有するものとする。

年 月 日

甲 岐阜県美濃市生櫛1612-2
公益社団法人木曾三川水源造成公社
理事長

印

乙

印

(様式4)

林地残材回収・搬出作業予定表

年 月 日

公益社団法人木曾三川水源造成公社
理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、作業予定表を連絡します。

記

1. 事業地番号

2. 所在地

3. 作業予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 担当者職氏名、連絡先

(様式5)

林地残材回収・搬出実績報告書

年 月 日

公益社団法人木曾三川水源造成公社
理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、実績を報告します。

記

1. 事業地番号

2. 所在地

3. 林地残材回収・搬出数量

_____トン

4. 搬出量（トン数）が確認できる書類

販売先から交付された受け取り伝票等、客観的に数量が把握できる書面の写し

別紙のとおり